

山形県後期高齢者医療広域連合議会が管理する個人情報の保護に関する規程

平成19年5月1日

議会訓令第3号

山形県後期高齢者医療広域連合議会が管理する個人情報に係る山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年形広連条例第16号）の施行については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年形広連規則第19号）の例による。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。